

建築等に際し必要な手続き

植苗星ヶ丘地区内で建築工事や開発行為などを行う際には、建築確認申請に先立ち、都市計画法に基づく次のいずれかの手続きが必要となります。

手続きの種類によっては、1ヶ月以上の期間を要する場合がありますので、お早めに担当「都市建設部開発管理課」(Tel 0144-32-6464)にご相談ください。

1. 都市計画法第29条に基づく許可申請

- ・造成工事や道路の新設(開発行為)を伴う場合。

※ただし、法令等に定められた公共公益施設等の許可が不要とされているものを建築する場合は、下記3. の手続きとなります。

2. 都市計画法43条に基づく許可申請

- ・開発行為を伴わない建築行為や用途変更を行う場合。

※ただし、次のような場合は下記3. の手続きとなります。

例1) 既存建築物の増改築で、従前と用途、規模、構造がほぼ同一な場合。

例2) 開発許可を受けた区域で予定建築物を建築する場合。

例3) 法令等に定められた公共公益施設等の許可不要とされているものを建築する場合。

3. 都市計画法施行規則第60条に基づく証明書の交付申請

- ・法令等で許可が不要とされている場合に必要な手続きです。

※建築確認申請が必要な場合に限りです。

◎許可申請お問い合わせ先 苦小牧市都市建設部開発管理課
電話 0144-32-6464(直通)